平成２１年（フ）第２９０号
釧路市仲浜町３番167号　公社仲浜ハイツ608号
債務者　沼崎　直美（旧姓伊沢）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２９４号
釧路市新栄町９番８号203
債務者　伏見　　城
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２９５号
釧路市愛国東３丁目14番８号
債務者　森山　友美（旧姓平）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第５９８号
愛知県安城市横山町大山田中50番地２　バルミー稲垣305
債務者　安田　茂信
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月２日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５９９号
愛知県安城市横山町大山田中50番地２　バルミー稲垣305
債務者　安田　貴子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月２日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６０７号
京都市下京区下松屋町通中堂寺下る藪之内町618番地５、申立時の住所愛知県安城市朝日町15番18号　Ａ・Ｃｉｔｙ朝日町402
債務者　鈴木　美貴
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月２日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６１５号
愛知県刈谷市東新町２丁目302番地　市営陣場住宅208号
債務者　梅木　高幸
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月２日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６２２号
愛知県知立市南陽２丁目196番地　サンハイム南陽202号
債務者　酒井　　惠
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月２日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６４１号
愛知県豊田市大林町14丁目11番地18　グランドハイツ豊田406号
債務者　保家　光一
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月２日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６４９号
愛知県岡崎市井田町茨坪４丁目214番地　ユートピア浅井102、住民票上の住所愛知県岡崎市梅園町字２丁目４番地９　レオパレス東岡崎103
債務者　野口　英省
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月２日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
静岡県富士宮市小泉2153番地の９、前住所静岡県富士宮市大岩328番地の１
債務者　鈴木　晴美
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２０７０号
横浜市南区井土ケ谷中町１番地17　セントラルコート横濱井土ケ谷308
債務者　浅田みさ子（旧姓中小路）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３２９号
横浜市港北区綱島東５丁目22番４号
債務者　森下　由加
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３３６号
横浜市青葉区あざみ野３丁目16番地２　セピアコートＢ―102
債務者　千明　　亨
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４０５号
横浜市港北区鳥山町1105番地　フラワーハイム105
債務者　菅　　政広
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部